東日本大震災復興関連事業チェックシート (総 務 省) (平成23年度第3次補正予算) 事業名 広域災害対応型情報通信技術等の研究開発・実証 担当部局庁 情報通信国際戦略局 作成責任者 事業開始 · 終了(予定) 年度 平成23年度 担当課室 研究推進室 室長 杉野 動 会計区分 一般会計 施策名 Ⅴ-1 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 根拠法令 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東 関係する計画、 総務省設置法第4条第75号 日本大震災復興対策本部決定) (具体的な 诵知等 条項も記載) 第四期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決定) 事業の目的 東日本大震災の被災地の復興に資すべく、情報通信技術にかかる研究開発及び実証等を推進し、成果の早期展開や現地での実証実験の実 (目指す姿を簡 施等により、その成果を被災地に早期に導入可能とし、被災地の早期復興に貢献する。 具体的には、①健康情報活用基盤構築事業、②災害に備えたクラウド移行促進セキュリティ技術の研究開発、③広域災害対応型クラウド基盤 潔に。3行程度 構築に向けた研究開発、④災害対応に資するネットワーク・ロボット技術の研究開発を行う。 以内) ついては、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、関係機関間で情報を安全かつ円滑に流通・連携することで継続性ある医療 -ビスを実現する広域共同利用型の医療情報連携基盤の実証・技術仕様等の策定を行うことにより、被災地における地域医療情報連携基盤 の整備(東北メディカル・メガバンク構想)を促進する。 ②については、災害時における業務継続性等の確保に有用なクラウドサービスについて、地方公共団体や住民が安心して利用できるよう、セ 事業概要 キュリティを高める技術及びその安全性を利用者が把握可能とする技術の研究開発を推進するとともに、当該技術の実証実験を東北地域のプレ イヤーと実施し、地方公共団体等の耐災害性の強化及び早期復興に貢献する。 ③については、広域災害発生時において、被災地のクラウドから遠隔地の安全なクラウドに重要データを迅速に退避させ、業務処理を継続する (5行程度以 内。別添可) 高信頼かつ大幅に省電力なクラウド間連携基盤の構築に向けた研究開発を推進するとともに、技術検証環境を東北地方の企業等に利用してもら うことで、地域復興に貢献する。 4)については、情報通信ネットワー -クを通じて複数のロボットの同時管理・遠隔制御を行うことにより様々なタイプのロボットを協調・連携させ、 体的に運用する技術等の研究開発を推進するとともに、当該技術を災害対応ロボット開発等へ早期提供し、被災地の早期復興に貢献する。 口直接宝施 ■業務委託等 口補助 口貸付 口その他 実施方法 第1次補正 第2次補正 当初 第3次補正 計 23年度予算額 2 212 4 083 6 295 目標値 成果指標 単位 活動指標 単位 23年度活動見込 23年度 (24年度) ①について) 10 本事業の成果は広域共同利用型の 〇実施プロジェクト件数(①) 件 医療情報連携基盤に求められる技 術仕様の策定であり、定量的な目標 (25 314 46) 〇特許出願数(②③④) 件 設定は困難 (②③について) 研究開発成果の確認には一定程度 (2)1 (3)5 **(4)9**) 〇論文掲載数(②③④) 件 の期間を要することが通常であることから、「諮問第2号「国の研究開発 (212 337 413) 活動指標 成果目標 〇研究発表数(②③④) 件 評価に関する大綱的指針について (アウトプット)※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み (アウトカム) こ対する答申」(平成13年11月28 2 ○報道発表数(④) 件 日総合科学技術会議)に基づき、外 部有識者による追跡評価(研究開発 終了後5年後を目処)を行い、 目標の達成度合いも含めて評価を 受けることとしている。このため、目標値等について現時点では記載す ることが困難。 (④について) 〇成果を活用したロボットの民間企業の導入台数 3 台 (①について) 単位当たり (①について) 算出根拠 単位当たりコスト=平成23年度第三次補正要求額/実施プロ コスト 99.7 (百万円/件) ジェクト件数(6件) 事業所管部局による点検 項 目 内 容 (①について) 本施策は、被災県におけるICTを活用した医療健康情報連携基盤の整備を 支援するものである。「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本 方針」においては、情報通信技術を活用した医療・介護間の連携の推進、カル テ等の診療情報の共有化などを進めることとされており、提言及び基本方針と 整合性がとられている。 (②③について) 本施策は、災害に強く復興に有効なクラウドサービスの地方公共団体等における導入・活用を促進するものであり、「復興への提言」及び「東日本大震災か 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原 則や施策の考え方との整合性がとられているか。 らの復興の基本方針」で示された諸原則及び施策の考え方との整合性がとら れている。 (④について) 本施策は、ネットワークを通じた情報収集や情況分析を行うことにより、きめ 細やかな動作ができるロボットを実用化し、その成果を自然災害対応ロボット 開発等に提供するものであり、「復興への提言」及び「東日本大震災からの復 興の基本方針」で示された諸原則及び施策の考え方との整合性がとられてい る。

被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	(①について) 広域共同利用型の医療情報連携基盤の実証・技術仕様等の策定を行うことにより、被災地における地域医療情報連携基盤の整備を推進することは、被災地の早期復興に貢献するものであることから、被災地のニーズがあり、優先度が高い事業である。 (②(③)について) 本施策は、災害時における業務継続性等を確保する手段としての有用性が認識されているクラウドサービスについて、情報漏えい等のセキュリティ対策技術及び高信頼かつ大幅に省電力なクラウド間連携技術を確立することにより、地方公共団体等における導入・活用を促進し、耐災害性の強化及び被災地の復興に貢献するものであることから、被災地のニーズがあり、優先度の高い事業である。 (④)について) 本施策の成果は、自然災害対応ロボット開発等に提供されることを想定している。想定する用途の一つについて具体的に民間企業と成果の活用に関する協議が進んでおり、被災地のニーズがあり、優先度が高い事業である。
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との 役割分担、客観的な将来見通しなど)。	(①について) 本施策は、広域共同利用型の医療情報連携基盤に求められる技術仕様を早期に策定することにより、被災県における災害に強い地域医療連携基盤の整備(東北メディカル・メガバンク構想)を促進するものであり、効果的な事業である。 (②(③)3について) 本施策は、東日本大震災の被災地の早期復興に貢献すべく、東北地域のプレーヤーとともに実証実験を行うことで、その成果を被災地に早期に導入可能とするものであり、効果的な事業である。 (④)について) 本施策は、総務省が得意とするネットワークロボット技術を研究開発し、その成果を既存のロボット技術に適用することを想定しており、これまで蓄積された研究成果を有効に活用できる効果的な事業である。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	(①について) 個人が自分の健康情報を管理・利用することによる日常の健康増進対策への取組みや、医療機関間の継続性ある医療の提供は、医療の質の向上と効率化、医療費の適正化、生活習慣病対策に寄与するもので、投資に対する効果は大きい。(②について) 本施策の実施により、災害に強く復興に有効なクラウドサービスの地方公共団体等における導入・活用を促進し、国民の安全・安心の確保及び被災地の復興に大き〈寄与することから、投資に対する効果は大きい。(③について) 本研究開発の実施により、災害に強いクラウド情報システムの要素技術が確立できることから、担民の安全・安心の確保や、被災地の復興に大き〈寄与することから、投資に対する効果は大きい。(④について) 本施策の実施により、ネットワークを通じた情報収集や情況分析を行うことにより、きめ細やかな動作ができるロボットを実用化し、その成果を自然災害対応ロボット開発等に提供することで、被災地の早期復興に貢献するものであり、投資に対する効果は大きい。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	(①について) 高齢化の進展や疾病構造の変化に伴う医療費の増大、患者の医療ニーズの多様化等に対応するため、国がリーダーシップをとり効率的でセキュアな情報流通方策の検証及び技術仕様の確立等を行い、地域における広域共同利用型の医療情報連携基盤の構築を推進する必要がある。(②③④について) 本施策は、国が当該分野において知見を有する者に研究開発を委託することにより要素技術を確立し、その成果を民間企業に技術移転して民間企業が実用化することとしており、各主体間における役割分担は明確である。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	(①について) 本施策は、広域共同利用型の医療情報連携基盤に求められる技術仕様を策定し東北メディカル・メガバンク構想を促進するために、23年度に加速化して実施するものであり、整合的・計画的に実施される。 (②(③)3について) 本施策は、東日本大震災の被災地の復興に資すべく、情報通信技術にかかる研究開発及び実証等を推進し、その成果を被災地に早期に導入可能とすることで被災地の早期復興に貢献することを目的に、「広域災害対応型情報通信技術の研究開発・実証」の一環として実施するものであり、他の事業と整合的で、計画的に実施される。 (④)について) 本施策は、総務省がこれまで主に生活支援分野での利用を想定して実施してきたネットワーク・ロボット技術を、自然災害対応のボット開発等に適用することとしており、これまでの研究成果を活用して計画的に実施する。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	(①について) 事業の進行管理については、外部有識者により構成されている委員会を設けており、迅速な事業への着手及び適切な事業の執行を確保している。 (②③④について) 本施策は、24年度に実施予定の事業を前倒して実施するものであり、事業の迅速な着手・執行が可能である。また、事業の執行の際には事前に提出された実施計画書・予算計画書に基づき、総務省職員が事業の執行状況を随時確認することとしており、事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われる。